

自治区施設等管理規則 <参考例>

（趣旨）

第1条 この規則は、下表の施設等の維持管理並びに利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

施設等の名称	所在・定置場所	概 要
豊田町自治区集会所	豊田町 1丁目 1番地	木造2F延床面積150㎡ 昭和62年8月新築
豊田町ふれあい広場	豊田町 2丁目 2番地	平成8年7月設置3,000㎡ 契約期間平成8年～18年
豊田町児童遊園	豊田町 3丁目 3番地	昭和50年設置300㎡ 契約期間平成17年～27年
自治区放送施設	集会所内	平成5年8月設置 型式:アンプ120W
自治区防犯灯	別冊防犯灯台帳のとおり	

（集会所利用許可）

第2条 集会所の利用許可基準は次のとおりとする。

- （1）集会所は、原則として自治区の公務、又は区内の各種団体がその目的に沿った活動に使用するものとする。
- （2）区民に限り冠婚葬祭に使用できるものとする。
- （3）営利、その他の目的で使用する者は、区長の許可を受けなければならない。
- 2 集会所を利用しようとする区民は、第4条第2号の場合を除き、事前に許可を受けるものとする。
- 3 区民が、葬儀（告別式）に利用しようとする場合は、他の申込に優先して使用できるものとする。
- 4 自治区が緊急に使用する必要が生じた場合は、許可の取消ができるものとする。

（集会所の利用料）

第3条 集会所の利用料金は下表のとおりとし、申込み時に前納しなければならない。

	午前8時～午後5時		午後5時～午後11時	
	4時間まで	4時間超	3時間まで	3時間超
全館 和室 会議室	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
※ストーブ1台 〇〇円 エアコン 1台 〇〇円 ※全館とは、事務室、役員会室を除く部分をいう。				

- 2 利用料金は、第7条に定める特別会計の収入とする。

（集会所利用料の免除）

第4条 次の場合は、集会所の利用料を免除する。

- （1）自治区の公務に使用する場合。
- （2）区内登録団体が、役員会の許可を受けた年間計画に従って使用する場合。
- （3）その他、区長が必要と認めた場合。

（集会所の管理委託）

第5条 自治区集会所の管理委託をする場合の手当は、年額 12 万円以内とし、管理人の委嘱任免等の細部は役員会が行なう。

（ふれあい広場の利用）

第6条 ふれあい広場の利用については、自治区内の登録団体が協議し、四半期ごとに役員会の許可を得て利用管理計画を定めるものとする。

（施設維持管理特別会計）

第7条 自治区施設の内、集会所並びに放送施設の修繕費を確保し、その機能を維持するため、毎年度自治区予算の5％程度を施設維持管理特別会計に繰り出すものとする。

2 役員会が必要と認めた場合は、前項の特別会計から、他の施設等の維持管理費を支出できるものとする。

（台帳等の整備）

第8条 自治区施設の管理に万全を期するため、次の台帳等を整備し永年保存しなければならない。

（1）集会所建設管理記録台帳	建築確認書、工事請負契約書、設計書、修繕見積書 補助金交付申請書、工事写真、修繕等経過一覧書等
（2）ふれあい広場管理台帳	管理覚書、地主承諾書、使用貸借契約書写し、 市への設置申請書等
（3）防犯灯	市の様式による。
（4）放送施設管理台帳	工事請負契約書、修繕見積書等